

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成26年6月25日

**【会社名】** 株式会社ニチダイ

**【英訳名】** NICHIDAI CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 古屋 元伸

**【本店の所在の場所】** 京都府京田辺市薪北町田13番地

**【電話番号】** 0774(62)3481(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 辻 寛和

**【最寄りの連絡場所】** 京都府京田辺市薪北町田13番地

**【電話番号】** 0774(62)3481(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 辻 寛和

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ニチダイ名古屋営業所  
(愛知県名古屋市千種区桜が丘295第8オオタビル)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成26年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円（普通配当8円、特別配当2円） 総額90,514,320円

##### ロ 効力発生日

平成26年6月25日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

イ 単元未満株式についての権利を明確にするため、定款第9条（単元未満株式についての権利）の規定を新設するものであります。

ロ 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款第21条（社外取締役の責任限定契約）および第22条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第21条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

ハ 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

#### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、古屋元伸、瀬川秀実、島崎定、畑中恵二及び辻寛和の5氏を選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	67,446	335	0	(注)1	可決 99.51
第2号議案 定款一部変更の件	67,714	67	0	(注)2	可決 99.90
第3号議案 取締役5名選任の件					
古屋元伸	66,963	818	0	(注)1	可決 98.79
瀬川秀実	67,319	462	0		可決 99.32
島崎 定	67,319	462	0		可決 99.32
畑中恵二	67,319	462	0		可決 99.32
辻 寛和	67,319	462	0		可決 99.32

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。